

Discussion Paper Series A No.606

グローバル不正義としての南北間搾取

吉原直毅

2014年5月

Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan

グローバル不正義としての南北間搾取

吉原直毅*

2014年4月14日

1 問題の所在

標準的な国際経済モデルにおいて、各国間の資本ストックの格差(南北間格差)が存在する想定下で、財市場における自由貿易均衡を考察するとき、そこに南北間の搾取構造を見出す事が出来るか?そして、それは果たして、グローバルな不正義として評価され得る経済的資源配分を意味するのか?

この問題はかつて、いわゆる国際的不等価交換論として、マルクス経済学及び新古典派経済学の研究者双方を巻き込む形での論争となった¹。カール・マルクスは、『資本論第1巻』の第22章での言及にもある様に、労働の国民的強度や労働生産性の国際的な格差による同一商品の各国労働価値の格差の存在について言及し、それを反映する各国の商品価格に関しても、より労働強度・労働生産性の高い先進国の方が途上国に比してより低くなる、と論じている。従って、自由貿易下の国際価格で評価しての等価な商品の交換の下では、先進国はある労働価値量分の商品を取得する為に、途上国と交換する諸商品の労働価値量はより少なくて済むのに対して、途上国は同じ労働価値量分の商品の取得の為に、先進国と交換する諸商品の労働価値量はより多くなる事が、推論される。この議論は、各国のアクセス可能な生産技術が異なるという条件に依拠したものであって、また、国内労働価値による国内価格の規定という想定故に、リカード的貿易モデルに整合的な議論であると言える。

他方、リカード貿易論の様なアクセス可能な生産技術の相違性ではなく、むしろ労働の国際間不移動と賃金の市場外的要因による決定に基づく各国間格差と資本の国際間移動の可能性による利潤率の国際的均等化という前提の下での国際的不等価交換の生成に言及したのが、いわゆる従属学派のアルジェリ・エマニュエルである(Emmanuel (1972))。ここで「労働の国際間不移動」と述べたのは、正しくは賃金率を均等化させる程に完全な移動性を持たないと言うべきであって、実際には、エマニュエルは労働の国際間移動の存在も

*一橋大学経済研究所教授, yosihara@ier.hit-u.ac.jp

¹国際的不等価交換論を巡る論争を、新古典派の側から整理し再考した近年の研究としては、山崎(2007)を参照の事。

分析の視野に入れつつも、労働のそれは資本の場合とは違って、賃金率の国際的均等化を実現させる程の完全なものではないという前提を置いている。しかし、仮に賃金率の国際的均等化が実現される状況で考えても、各国の従事する産業における資本集約度の違いは、利潤率の国際的均等化メカニズムを通じて、より労働集約的な産業が主である周辺国からより資本集約的な産業が主である中心国への剰余の移動が生じる事による不等価交換の関係が生ずると見做す事ができる。賃金の国際間格差の残存は、その国際的不等価交換の関係を強化する機能を果たす事になる。

では、リカード的貿易モデルとは異なり、何らかの水準の資本財投入が何れの産業においても不可欠であるという前提 それ故に、産業間の資本集約度の違いを論ずる事ができる の下で、果たして各国間の賃金率の違いを維持しつつ、利潤率の国際的均等化を実現するような国際的商品価格体系は存在し得るだろうか？例えば2商品（製造業生産物と農業生産物）・2国家（中心国と周辺国）のケースを考えれば、市場外生的な慣習的・制度的要因

例えば、国内の階級間闘争 によって決まる中心国の賃金率と周辺国の賃金率の格差を所与として、他方で資本の国際間移動による利潤率の均等化メカニズムを考慮すれば、成立する諸商品の自由貿易均衡は、完全特化的なものしかない。すなわち、資本をより多く持つ中心国がより資本集約的な製造業に完全特化し、対して周辺国はより労働集約的な農業に完全特化するならば、中心国と周辺国の外生的な賃金格差は製造業と農業との実質賃金格差として均衡において維持される²。その様な均衡の下では、中心国と周辺国の人口を同一と基準化すれば、1単位労働供給に対応する賃金収入も利潤収入も、より高賃金率でかつより資本集約的産業に完全特化する中心国の方が、より低賃金率でかつより労働集約的産業に完全特化する周辺国よりも、多くなる。この性質は、国際間の労働の不均等交換を意味し、中心国と周辺国の搾取関係を表している。

エマニュエル等の従属学派の要諦は、周辺国が中心国との不等価交換関係ゆえに、経済的低開発状態に甘んじざるを得ない様な、支配 従属的な構造に

²ここでは、賃金前払いモデルで考察する事にしよう。すると自由貿易均衡価格体系は以下の方程式体系で定義される：

$$\begin{aligned} p_1 &= (1 + \pi) [pA_1 + w^N L_1] & \text{但し } w^N &= pb^N; \\ p_2 &= (1 + \pi) [pA_2 + w^S L_2] & \text{但し } w^S &= pb^S. \end{aligned}$$

ここで、 A_i は第 i 財産出 1 単位に要する投入財量のリストを表す 2×1 列ベクトル； L_i は第 i 財産出 1 単位に要する労働投入量を表すスカラー； p は各財の市場価格を表す 1×2 行ベクトル；そして b^ν ($\nu = N, S$) は ν 国の実質賃金水準を表す 2×1 列ベクトルである。また、財 1 は製造業生産物、財 2 は農産物を表し、中心国 (N) と周辺国 (S) との間の制度的に決定された実質賃金格差は、 $b^N > b^S$ によって表される。この方程式体系は中心国 N が産業 1 に完全特化し、周辺国 S が産業 2 に完全特化している状況を前提している。この価格方程式は以下の様に書き換える事ができる：

$$\begin{aligned} p &= (1 + \pi) pM \\ \text{但し } M &\equiv [A_1, A_2] + [b^N L_1, b^S L_2] \end{aligned}$$

これは通常の連立 1 次方程式の解として、 $p > 0$ の存在を解く事ができる事を意味する。

焦点を当てる事にあったと言えよう。この議論では、自由貿易均衡はリカード的貿易理論や新古典派のヘクシャー＝オリーンの貿易理論の論ずるような「ウィン・ウィン関係」という性質を持つものではない事がむしろ強調される。他方、ポール・サミュエルソン (Samuelson (1976)) は、周辺国は中心国との貿易によって、むしろ自給自足経済体制の場合に比べて国の厚生水準が低下するという議論は非論理的であって、貿易均衡では必ず両国とも「交易の利益」を享受できる、と批判する。彼のこの批判は、実はエマニュエルの理論と両立可能な主張である。すなわち、サミュエルソンの議論の前提は、周辺国に国際貿易への参加・不参加の意思決定の自由が実質的に保証されている状況である。その場合、エマニュエルの想定するような不等価交換は、自由貿易均衡として実現される事はないであろう。他方、エマニュエル等の従属学派にとっては、「自由貿易」と言っても、そこには中心-周辺の支配 従属的關係があり、そのような構造に周辺国が組み込まれている事をこそ、不等価交換的な貿易均衡の現実を示しているという含意を持つ。

エマニュエルの不等価交換論は、戦後の新植民地主義的な世界経済に存したある特性を確かに鋭く描写したものと理解する事が可能であり、逆にヘクシャー＝オリーンやサミュエルソン等の様な新古典派的な自由貿易論では当時の世界経済に存在した新植民地主義的性質を捉える事に失敗する、と理解できよう。しかしこれらの整理は、戦後の 60 年代後半～70 年代前半までの世界経済の現実的特性に関するものではあっても、21 世紀に入った現代の世界経済の理解としてそのまま通用するものと主張するのは難しい³。今日では、依然として南北間の富の格差は存在するが、「中心」を構成する北の諸国の「周辺」として、南の諸国が従属的にモノカルチャー経済に完全特化するという状況が典型的特徴という訳ではない。更に言えば、周辺国がそもそも「貿易の利益」を享受できない様な中心-周辺の支配-従属的構造を国際的な搾取関係の成立の前提とする議論は、マルクス自身の想定していたであろう国際的不等価交換の生成メカニズム論とは異なる。マルクス自身は「より富んでいる国が、より貧乏な国を搾取する」のは「たとえ後のほうの国が交換によって利益を得るにしても」そうだと念を押している事からも、むしろヘクシャー＝オリーン＝サミュエルソンの様な自由貿易モデルの様に「貿易の利益」が生ずるような経済構造の下であっても尚、搾取関係の生成を見出す事ができる事を示せるか否かが、より本質的な問題であると考えられる。

以上を踏まえての本章の課題は、果たしてヘクシャー＝オリーン＝サミュエルソンの様な自由貿易モデルの下では、不等価交換は生成するのか否かという問題である。そこでは、第 1 に、エマニュエル・モデルとは異なり、南北間

³戦後の米国を世界の覇権国家とする先進欧米資本主義諸国と低開発・旧植民地諸国との間の従来の中心-周辺の支配-従属構造は、第 1 次石油ショックやベトナム戦争での米国の敗北などを契機に、変更を余儀なくされ、代わって編成されてきた金融革命を媒介にする経済グローバリゼーションは、周辺諸国を低開発のままに留めるような交易関係ではなく、むしろ先進諸国での利潤率低下傾向や資本過剰を解消すべく新たな経済開発を目的とした資本の投資先として位置づけるものである、と言ってよい。詳しくは Arrighi (1994)、及び水野 (2011) を参照の事。

⁴カール・マルクス『剰余価値学説史』(3)、岡崎次郎・時永淑、大月書店、pp. 202-203.

の賃金率の格差が外生的に前提される事はない。しかし経済グローバリゼーションの現代においても、労働の国際間移動には依然として強い制約があるとの認識に基づき、各国の賃金率決定は国内の労働市場で閉じていると想定する。すなわち、賃金率は純粋に国内労働市場の競争メカニズムで決定されると想定する。第2に、そのような想定下であっても、資本の完全な国際間移動を前提する限り、資本集約的産業により特化する諸国と労働集約的産業により特化する諸国との不等価交換関係の成立は、国際的な利潤率均等化メカニズム下での後者から前者への剰余の移転に関する上記の議論からも容易に想定される。しかし、資本の国際間移動が不完全ないしは存在しない場合において、果たして尚も南北間の不等価交換の生成が見出されるか否かという問いが残されている。

すなわち、本章では標準的なヘクシャー＝オリーン的国際貿易的経済環境の想定の下で、国家間の初期賦存 富の豊かさ の格差のみが存在し、その他は全て対称的な経済主体間の完全競争的市場取引を考察する。そこでは、全ての私的財の市場のみが世界市場化されていて、他方、労働市場や信用市場（金融資本の貸借市場）などのいわゆる生産要素市場は、各国民経済ごとの国内市場のみが存在し、世界市場は存在していないと想定される。したがって、各国間の資本の輸出入も存在しないし、従って、ある国の資本家が別の国の労働者を雇用するという様な国際的雇用関係も存在しない。そのような経済環境での自由貿易均衡においても尚、いわゆる富の相対的に豊かな国と富の相対的に貧しい国との不均等交換に基づく搾取関係が成立する。この事を示した定理を紹介するとともに、幾何的な解説を行う。

ところで、エマニュエルの不等価交換論では、中心国と周辺国の間の労働の不均等交換関係の成立のみならず、その様な交易によって周辺国の厚生水準は、自給自足経済体制に比して絶対的に悪化する⁵。その場合には、その様な帰結を齎す支配-従属的な構造がグローバル不正義であるという主張は比較的に理解されやすいであろう。他方、ヘクシャー＝オリーン的国際貿易的経済環境での自由貿易均衡における搾取関係の成立の場合は、その批判的意義は必ずしも明白ではない。そこでの自由貿易体制は完全競争的であるので、

⁵注2で論じた様に、エマニュエル理論における貿易均衡価格体系は

$$p = (1 + \pi) pM$$

$$\text{但し } M \equiv [A_1, A_2] + [b^N L_1, b^S L_2]$$

であった。他方、周辺国が仮に自給自足体制下で経済活動を行う場合の国内均衡価格体系は

$$p^S = (1 + \pi^S) p^S M^S$$

$$\text{但し } M^S \equiv [A_1, A_2] + [b^S L_1, b^S L_2]$$

である。ここで $b^N > b^S$ である事より、投入産出行列 $[A_1, A_2]$ の分解不可能性を仮定すれば、 $\pi^S > \pi$ となる事が、ペロン＝フロベニウス定理より知られている。周辺国の労働者の実質賃金ベクトルは自給自足の下でも自由貿易体制下でも慣習的に b^S と不変のままである一方、貨幣資本1単位当たりの利潤収入は、 π^S から π へと減少する。この事は、自由貿易体制下における周辺国の国民所得はむしろ、自給自足体制下で達成し得る国民所得水準よりも低くなる事を意味する。

その帰結はパレート最適になる筈であり、かついずれの国も「交易の利益」(gain from trade) を享受している事が確認できる筈である。北との交易を行う事で、明らかに南はそれを行わない場合に比してより大きな経済的便益を享受している以上、それは新古典派経済学の立場からは、搾取という批判的言質で特徴づけるべきではなく、従って、ヘクシャー＝オリーンの国際貿易の意味での自由貿易体制下にある南北関係を搾取関係という観点からグローバル不正義の対象として特徴づけるのは妥当ではない、という議論となろう。

本章では、ヘクシャー＝オリーンの国際貿易の経済環境下での南北間自由貿易を搾取関係と特徴づける定理(吉原(2014); Yoshihara and Kaneko (2014))を紹介する。この定理は、上記の様な想定される批判にも関わらず、近年の政治哲学の分野での搾取概念に関する先端的研究成果からも支持され得るものである。その事を見る為に、以下ではまず、そもそも搾取関係とは如何なる事態であるかに関する問題、すなわち搾取の概念的定義に関する従来の議論の流れを紹介する。それは、古典派的労働価値説に依拠し、マルクスの『資本論』での剰余価値説とも整合的な、置塩信雄や森嶋通夫などの提唱した定義やジョン・ローマーの所有関係的搾取論(Roemer (1994))等の、70年代から90年代にかけての主要な議論のみならず、近年の政治哲学と社会学、それぞれにおける搾取理論に関する先端研究成果として Vrousalis (2013) 及び Wright (2000) を紹介し、それらの研究成果からも我々の定理が支持され得ることを確認する。そして、単純化されたヘクシャー＝オリーンの国際貿易モデル上での数理的分析では必ずしも十分に数理的に表現されていない南北間の諸側面を考慮に入れて考えるならば、南北間搾取関係は、いわゆる分配的正義の基準が満たされないという意味とは異なる、グローバル不正義の一側面として了解可能である事について、最後に議論する。

2 搾取の概念的定義を巡る論争

2.1 投下労働価値説に立脚した搾取理論

労働の不平等交換としての搾取概念については、周知の様にカール・マルクス『資本論』に遡る。マルクスの古典的定義を踏襲する形で、いわゆるアダム・スミス及びデイビッド・リカードに代表される古典派経済学が展開し依拠していた投下労働価値説の枠組みの下での搾取の数理的定式化を行ったのが、置塩信雄(Okishio (1963))であり、それは森嶋通夫(Morishima (1973, 1974))によって発展させられた。古典派経済学の投下労働価値説の理論体系は、各商品の価値をその商品の生産過程において投下された直接及び間接的労働投入量の総計として定義する体系として、置塩及び森嶋によって定式化された。

この労働価値の定式に立脚しつつ、労働者階級の1労働日当たり労働供給

を行うために必要な投入として定められるある一定の消費財の束の労働価値量が、労働者階級の労働力の再生産の為に必要な労働時間、すなわち必要労働として定義される。搾取の存在とは、労働者階級の供給する1労働日と彼らが見返りとして受領する賃金収入を通じて取得する必要労働時間とに格差がある状態の事を意味する。

すなわち、置塩-森嶋の労働搾取の形式的定義は、第1に、生産過程における資本-労働の雇用関係を前提にした定義である。第2に、労働力の価値(必要労働価値)を超過する労働時間(剰余価値)の存在として定義されるという意味で、投下労働価値説に依拠した搾取の定式化である。第3に、このような労働力の価値の定義、及び搾取率(=剰余価値率)の定義は、市場の価格情報からは独立に与えられるという意味で、「労働価値の価格からの論理的先行性」という投下労働価値説の理論体系に整合的である。以上の性質を持つ点で、置塩及び森嶋の搾取の形式的定義は、マルクス『資本論』における「剰余価値の生産」に関する理論に基づいて、ある種の労働の不均等交換的状况として搾取を定式化したものと見做され得る。

2.2 所有関係的搾取理論

他方、ジョン・ローマー (Roemer (1994)) は、搾取の定式化の際に重要な本質的性質はむしろ、生産的資産・資源の不公正な不均等分布に起因する分配的帰結にこそあると論じた。では、不公正な不均等性とは何を意味するのか？ローマー (Roemer (1994)) によれば、資本主義社会においては、譲渡可能な資産⁶の不均等分配こそが不公正である。この見解に整合的な搾取論として、ローマー (Roemer (1994)) は所有関係的搾取の定義を提唱している。すなわち、ある個人ないしは個人の集団が、別の個人ないしは個人の集団を搾取しているとは、(i) 第1に、仮に後者がこの社会に賦存する譲渡可能資源の均等分配分を持って当該社会から逸脱した場合、その主体は当該社会における現存の資源配分の下にある場合に比べて、厚生が改善する事、(ii) 第2に、仮に前者も同様にこの社会に賦存する譲渡可能資源の均等分配分を持って当該社会から逸脱した場合、その主体は当該社会における現存の資源配分の下にある場合に比べて、厚生が悪化する事、(iii) 更に後者が、仮に当該社会において自分に帰属する譲渡可能資源を持って逸脱した場合、前者は現存の資源配分の下にある場合よりも厚生が悪化する事、以上の3条件が満たされるとき、そのときのみであると定義する。所有関係的搾取の定義は、マルクス主義の伝統であった労働の不均等交換的性質に全く言及する事無く、むしろ資本主義的所有関係における物的資本財の不均等分配的性質に基づいている。更に、Roemer (1982) によれば、所有関係的搾取論は、置塩-森嶋的労働搾取の定義が定式化する様な労働不均等交換的搾取論よりも、より精緻な搾取の定義を

⁶譲渡可能な資産とは、いわゆる金融資産や物的資本財などを指す。他方、譲渡不可能な資産とは、個人に内在する才能 (talent) やスキルの事を指す。

提供できる⁷。故に、社会関係としての搾取について論ずる場合、労働不均等交換的性質に基づいてその概念を定義するのは適切ではなく、むしろ、所有関係的搾取の定義に基づいて議論すべき、というのが Roemer (1982, 1994) の結論である。

このように搾取の代替的定義を与えた上で、Roemer (1994) はそもそも搾取問題は、現代社会にとって議論するに値する本質的な規範的問題であるのかという疑問を呈した。すなわち、搾取それ自体は、高々、規範的には2義的な対象に過ぎず、第1義的な規範的関心は所有関係の不正性にこそあると論ずる。例えば、譲渡可能な物的資本財が不均等に分配されている場合には、資本主義的所有関係的な搾取が存在する。しかし、譲渡可能な物的資本財の不均等な分配は、全ての主体の厚生関数や労働スキルが同一の場合には不正であるとして認め得るとしても、主体間の厚生関数やスキルなどに異質性・多様性がある場合には、必ずしも直ちに不正であるとは言えない。主体間の特性の異質性・多様性こそが現代社会のより普遍的な現象である事を鑑みれば、より包括的な分配的正義の議論が求められるのであり、そしてそのような分配的正義論の展開こそが搾取論よりもより第1義的な規範的関心対象である、と Roemer (1994) は主張する。

では、いかなる分配的正義論が求められるべきなのか？その解答として、Roemer (1994, 1998) は(実質的)機会平等論を展開した。すなわち、ローマーは、Dworkin (1981), Arneson (1989), 及び Cohen (1989) 等の分配的正義を巡る論争を踏まえ、以下の様な分配的正義の原理を措定する：

自発的な不遇性原理 (*Principle of voluntary disadvantage*)： 任意の主体 ν と主体 ν' との間における譲渡可能資源の配分が公正 (*just*) であるのは、この配分の下での資源の享受に関して主体 ν と主体 ν' との間で差異があるとすれば、その差異は専ら、彼らの選好、選択、ないしは自己責任的な過失に関する差異の帰結であるとき、そのときのみである。

自発的な不遇性原理を満たさない様なあらゆる不平等な社会状態は、非自発的な不遇性を含意するのであり、それは分配的に不正義な社会状態として、同定されるのである。

非自発的な不遇性とは、個人の自己責任要因として問う事の出来ない環境的要因に基づく不遇性を意味し、具体的には、出身家庭の環境や天賦の能力、あるいは天災等に基づく不遇な状態を挙げる事が出来る。物的資本財に関する私的所有上の不遇性も、少なくとも当該主体の経済活動の初期においては非自発的であると言える。

以上の議論を要約すれば、ローマーの所有関係的搾取論に基づけば、少なくとも主体間の異質性・多様性の存在しないという設定下での資本主義的経済環境の下では、搾取の存在は機会の平等論的意味での分配的不正義と同値

⁷詳細は、吉原 (2008; 2014) を参照の事。

であり、従って、分配的不正義について論ずれば十分である。更に、機会の平等論は主体間の異質性・多様性の存在する社会においても、譲渡可能な資源の配分が公正であるか否かについて言及できる。従って、搾取の問題は分配的不正義の問題に置換・還元され得るし、その方がより一般的でありかつ包括的な理論展開が可能である。更に、置塩-森嶋的な搾取論はローマー的な所有関係の搾取論に包含される関係にある。以上より、置塩-森嶋的な定式で表現されるマルクス主義的労働搾取論は、それ自体、もはや第1義的な規範的関心の対象となり得ず、むしろ機会の平等論の適用による社会状態の診断で十分であるという結論となる。ローマーのこの議論は極めて影響力があり、結果として、搾取理論の独自の規範理論的意義は否定され、機会の平等論等の現代的な分配的正義の理論を発展させ、かつそれを適用する事で、資本主義経済システムの批判理論は十分である、という一般的了解の形成がなされてきたと言える。

2.3 政治哲学・社会学における最新の搾取理論

他方、最近、搾取理論に関する新たな展開が見られるようになった。政治哲学における搾取理論の注目すべき新たな展開としては Vrousalis (2013) を挙げる事が出来る。また、社会学においては Wright (2000) を挙げる事が出来る。これらの議論はいずれも、投下労働価値説の概念的枠組みに依拠する事無く、搾取の定義を与えている。また、置塩-森嶋的な搾取論と異なり、資本-労働の雇用関係を前提する生産過程に限定する事無く、搾取問題について論じ得る様な理論体系となっている。また、ローマー的な「搾取=分配的不正義」論への批判的議論を展開しつつ、生産的資源の所有の非対称性に起因する経済的意思決定における非対称的な力 (power) 関係の存在を指摘し、それによって媒介される労働不均等交換の関係として、搾取を理解するという点で共通性を有するのである。

2.3.1 Vrousalis (2013) における搾取の概念的定義

ニコラス・ブローセリス (Vrousalis (2013)) は搾取の一般的な概念的定義について、以下の様な議論を展開する：

定義 1 [Vrousalis (2013)]： 主体 ν が主体 μ を搾取するとは、 μ の脆弱性 (*vulnerability*) を道具化する (*instrumentalize*) 事によって、 ν が μ から何らかの純便益を抽出するという系統的な関係に、主体 ν も主体 μ も組み込まれている事である。

この定義を了解可能とする為に、Vrousalis (2013) は、定義 1 において無定義的に用いられた複数の諸概念について、1つ1つ論じていく。

第1に、ある対象の道具化 (*instrumentalization*) とは、その対象を手段として用いる事を意味する。注意すべきは、 μ の属性の ν による手段的使用が不公正 (*unfair*) であるか否かという事は、搾取の定義にとっては必ずしも要請されないし、それが意図的行為であるという事も要請されない。なぜならば、ある個人は意図する事無く、あるいは知らぬうちに、ある他者の脆弱性を道具化し、それ故にその他者を搾取する事が可能である、と考えられるからである。

第2に、脆弱性の定義について論ずる為に、Vrousalis (2013) はそもそも2種類の脆弱性概念 絶対的脆弱性と関係的脆弱性 がある事に注意を向ける。絶対的脆弱性 (*absolute vulnerability*) とは、ある主体が何らかの意味での尺度 (厚生、資源、ケイパビリティ、等々) で評価して、ある著しい損失を被る実質的リスクに晒されている状態の事を指す。従って、絶対的脆弱性の欠如とは、その様な損失を引き起こさない、ないしはそのような損失を補償するような何らかの保障メカニズムによって齎される。絶対的脆弱性の場合、ある主体の他の主体に及ぼす支配力 (*power*) に関して本質的に言及する事はない。

他方、関係的脆弱性 (*relational vulnerability*) の概念は以下の様に定義されている。主体 μ が主体 ν に対して関係的に脆弱であるとは、(i) 主体 μ がその繁栄 (*flourishing*) の為に要請されるある切実なるニーズ F へのアクセスを欠いており、(ii) μ が F を得られるのは主体 ν を媒介してのみであり、そして (iii) ν は彼の任意裁量の範囲内で、 μ がニーズ F にアクセスできない様に仕向ける事が出来る故に、 ν が μ に対してある種の支配力 (*power*) を持つ場合に他ならない。

この議論を踏まえ、以下の様に定義される経済的脆弱性 (*economic vulnerability*) という概念を導出できる。主体 μ が主体 ν に対して経済的に脆弱であるとは、生産関係上の μ の ν に対する相対的地位故に、 μ が ν に対して関係的に脆弱であるとき、そのときのみである。生産関係とは当該社会に存する生産手段及び労働力への実質的所有権 従ってまた支配力 に基づく系統的關係である。例えば、主体 ν が上水道装置を所有しており、彼のこの所有権は完全に執行されており、他方、主体 μ は水へのニーズがあるが彼は水にアクセスする自立的手段を持たず、 ν の持つ上水道装置を通じてしかアクセスできない場合を想定しよう。それは資本制経済の下で、 ν の生産手段への所有権と μ のその欠如故に、 μ は ν に対して関係的に脆弱である事を意味する。従って、 μ は ν に対して経済的に脆弱である。この場合、 μ がその経済的境遇故に己の労働力を ν に提供する事を文字通り強いらられるのか否かに関わりなく、 ν は μ に対する経済的支配力 (*economic power*) を与えられている。ここで、経済的支配力とは、 ν の保持する μ よりもより大きなシェアの資源への権原 (*control over*) によって、 ν が μ に何らかの行為をする様に仕向ける事の出来る適切な能力と機会を持つ事である。

以上の議論を踏まえると、以下の様な論理的関係が導出され得る：

命題 1 [Vrousalis (2013)]: μ の ν に対する経済的脆弱性を、 ν が道具化するならば、そのときまさにそのようにする事によって、 ν は μ に対する彼の経済的支配力の好機を利用している。

もし μ が生産手段を無所有であり ν はそうでない場合、ないしは μ の所有する生産手段は ν に比して著しく少ない場合、 μ は ν に対して経済的に脆弱であり、かつ ν は μ に対する経済的支配力を持っている。例えば、内的資源 (internal resources)⁸ の均等賦存の想定下、資本家の所有する富は、労働者に対する交渉上の決定的優位性を、資本家に系統的に与えるのであり、資本家は労働者に対する経済的支配力の好機を常に利用する事が出来る。そして逆の関係は成立しない。

以上の考察を踏まえ、定義 1 で与えられた一般的な搾取の定義を経済的問題に適用する事によって得られる経済的搾取 (*economic exploitation*) という概念の定義を以下の様に導出できる：

定義 2 [Vrousalis (2013)]: 主体 ν が主体 μ を経済的に搾取するとは、(a) μ の経済的脆弱性を道具化する事によって、(b) ν が μ の労働 (の成果) を領有する (*appropriate*)、という系統的な関係に主体 ν も主体 μ も組み込まれている事である。

ν が μ の労働を領有するとは、 μ が H 時間の労働をしたとき、 ν が μ による $H - G$ 時間労働の体化によって生産された使用価値を取得する事を意味する。ここで、 G の値は、 $H > G \geq 0$ であれば何でもよい。

定義 2 で注意すべき事は、いわゆる労働の不均等交換は経済的搾取の必要条件に過ぎないという点である。労働の不均等交換とは、労働もしくはその成果としての財・サービスのある主体から他の主体への非互恵的な純移転に他ならず、定義 2 では条件 (b) が労働の不均等交換を意味する。定義 2 より明らかに、経済的搾取は条件 (a) と条件 (b) によって構成されている故に、労働の不均等交換は経済的搾取の必要条件ではあるが、十分条件ではない事が解る。例えば、寄贈 (gift-giving) は労働不均等交換を含意するかもしれないが、誰も寄贈行為を搾取的経済活動とは考えない。すなわち、もしある主体が彼自身の労働力を用いて創出した何らかの使用価値の大部分を他の主体に移転させると自由意思に基づいて決定した場合、その帰結としての労働の不均等的交換は必ずしも異議を唱えるべき対象とはならない。

⁸内的資源とは、個人に内在する才能や労働スキル等を指す。対照的に、それ以外の譲渡可能な資源を外的資源 (external resources) と呼ぶ事もある。この概念の詳細については Cohen (1995) を参照の事。

2.3.2 Wright (2000) における搾取の概念的定義

エリック・オーリン・ライト (Wright (2000)) は搾取の定義について、以下の様な議論を展開する：

定義 3 [Wright (2000)]： 搾取が存在するのは、以下の 3 つの基準が満たされた場合である：

- (1) 逆相依存性厚生原理 (*The inverse interdependent welfare principle*)： 搾取主体の物質的厚生は被搾取主体の物質的厚生の減少に因果的に依拠している；
- (2) 排除原理 (*The exclusion principle*)： 搾取主体と被搾取主体の厚生に関する相依存性は、被搾取主体がある種の生産的資源へのアクセスから排除されている事に依拠している；
- (3) 領有原理 (*The appropriation principle*)： この排除は、搾取主体が被搾取主体の労働努力を領有する事を可能にするが故に、搾取主体の物質的な優位性を生成する。

基準 (1) について Wright (2000) は以下の様な補足説明を行う。すなわち、市場経済においては、ある市場的交換に臨む何れの主体も市場的交換以前の状態に比べて、利益を得ている。労働者と資本家も賃金と労働力の交換が成立すれば、何れも交換が成立しない場合に比べてより多くの経済的利益を得る事が出来る。そのような取引による相互利益が生じる場合であっても、しかし尚、経済取引によるある主体の利益の巨額さは他の主体の犠牲によって可能となっている、という場合はあり得る。このような場合も、逆相依存性厚生原理は満たされると、Wright (2000) は見做している。すなわち、市場交換の場合には、取引による相互利益故に基準 (1) が満たされる事はあり得ないという見解は、棄却されるのである。

Wright (2000) が定義 3 として提起する搾取概念は、Vrousalis (2013) の定義 2 のような緻密な概念構成にはなっていない。私見では、定義 3 は搾取概念の必要十分な定義としてはやや不十分であって、むしろ搾取の概念的定義の際に考慮すべき本質的原理を必要条件として列挙したものという印象が強い。しかし、搾取の定義化の際に考慮すべき必要不可欠な条件としては、定義 3 の 3 つの原理は直観的に理解しやすい。また、定義 2 の経済的搾取の定義は、定義 3 の 3 つの基準の何れも満たす事も確認できよう。実際、定義 2 が定義 3 の領有原理を満たすのは明らかであるし、また、排除原理を満たす事も、経済的脆弱性の定義より従う。必ずしも自明ではないのは定義 2 が逆相依存性厚生原理を満たすか否かであるが、それは労働の成果が厚生に寄与する使用価値であると前提する限り、満たされるであろう。

2.3.3 搾取概念と経済的抑圧、及び分配的不正義との関係

定義 2 や定義 3 で与えられた搾取の概念的定義の観点から、改めて搾取概念と類似の経済的抑圧に関する概念や分配的不正義の概念との論理的関係について考察しよう。

分配的不正義と搾取概念の関係 定義 2 の経済的搾取の概念に基づく限り、搾取の問題は分配的不正義の問題に還元され得るというローマーの主張は妥当ではない。この点を論証する為に、Vrousalis (2013) は「高潔に形成された資本主義 (cleanly generated capitalism)」という概念を導入する。高潔に形成された資本主義とは、いわゆるマルクスの「原始的蓄積」論の様な虐殺的・略奪的・強制的な抽出やある種の分配的正義からの逸脱を媒介とする資本の原始的蓄積によって形成された資本主義ではなく、高潔な社会的相互行為による原始的蓄積によって形成された資本主義的形態を意味する。例えば、ある労働者が労苦と貯蓄によって十分な量の資本を蓄積し、その結果、資本家になったという状況である。

「高潔に形成された資本主義」の概念を用いて、Vrousalis (2013) は以下の様な例を考える：

例 1(アリとキリギリス)： 夏の期間、キリギリスは専ら歌って過ごし、他方、アリは全時間を労働に費やし、貯蓄に励んだ。冬が訪れて、キリギリスは寒さを凌ぐシェルターの必要性に直面したが、夏の期間、労働も貯蓄もしなかった彼は現在、それにアクセスする手段が欠落している。そのとき、アリはキリギリスに対して以下の 3 つの選択肢を提案した：

- (i) アリはキリギリスを援助するような行動を一切行わない。この場合、2 人の利得プロフィール (V^{*An}, V^{*Gh}) は $(V^{*An}, V^{*Gh}) = (10, 1)$ ；
- (ii) アリはキリギリスに無料でシェルターを提供する。但し、条件として、キリギリスはアリの経営するブラック企業 (sweatshop) で働くという契約にサインしなければならない。この場合、2 人の利得は $(12, 2)$ ；
- (iii) アリはキリギリスに無料でシェルターを提供するが、それによってアリが何らかの損失を被るという事はない。この場合、2 人の利得は $(10, 3)$ 。

アリがキリギリスに何らかの援助の手を差し伸べる義務があると考えるのは道理に適うと言えよう。しかし、定義 2 に基づけば選択肢 (ii) は搾取関係の生成を意味するとしても、それが故に、選択肢 (ii) の方が選択肢 (iii) よりも道徳的に劣悪であるという見解を持つ必要はない。実際、前節でも議論したローマーの「自発的な不遇性原理」に基づけば、上記の 3 つの選択肢のいずれも等しく分配的正義に適うと見做す事が出来る。この事はまた、選択肢 (ii) は搾取を意味するとしても、それはローマーの機会の平等論的観点からは分配的不正義であるとは言えない事を意味する。

この様にして、搾取は分配的不正義を含意するという Roemer の議論は、定義 2 の経済的搾取の概念に基づく限り、棄却される。分配的不正義が見出せない下でも搾取の存在を見出し得るのは、搾取とは非対称的な力関係 (power relation) に起因する経済的取引構造の不当性 (injury) に関する概念であるが故であり、それは本来的に分配的不正義の問題に還元し得ないのである。

搾取と非搾取的な経済的抑圧との関係 Wright (2000) によれば、搾取は 1 つの経済的抑圧 (*economic oppression*) の形態に他ならない。一般に経済的抑圧とは、定義 3 における逆相依存的厚生原理と排除原理の 2 つの条件を満たす様な社会関係として理解される。Wright (2000) によれば、この 2 つの条件を満たすという意味で経済的抑圧として分類できるものの、搾取的ではないそれと搾取的なそれとを、更に分類する事が可能である。

第 1 に、非搾取的な経済的抑圧の場合、優位な集団はそれ自身、必ずしも排除された集団を必要とはしない。確かに優位な集団の享受できる厚生は排除原理に依拠しているが、それ以外にはこれら優位な集団の活動が不遇な集団の活動との現在進行的な相互依存性に依拠する訳ではない。対して、搾取的な経済的抑圧の場合、搾取主体は彼らの享受できる厚生に関して、被搾取主体の労働努力に依拠している。それ故、搾取主体は被搾取主体との現在進行的な相互依存的活動に依拠しているのであり、その意味で被搾取主体を必要とする。

例えば、欧州からの征服者たちによる、北アメリカ大陸における原住民の取り扱いと、南アフリカ大陸における原住民たちの取り扱いの違いを考察しよう。何れの場合も、欧州征服者たちの物的厚生上の優位性と原住民たちの物的厚生上の不遇性との間に因果関係を見出せる。従って、何れの場合も逆相依存的厚生原理は満たされる。更に、何れの場合も、この因果関係は、原住民たちが土地という本質的な生産的資源へのアクセスから排除された歴史的過程に起因する事を見出せる。すなわち、何れの場合も、排除原理を満たす。

しかしながら、南アフリカにおいては、征服者たちは原住民の労働の成果を領有する事によって、物的厚生上の優位性を確立していたのである。それは当初は農業労働者として、その後には鉱山労働者として、という形である。すなわち、南アフリカにおける征服者と原住民の関係は搾取的関係であった。

他方、北アメリカでは原住民の労働努力が征服者たちによって領有される状況にはならず、原住民の労働努力は征服者たちにとって必要ではなかった。原住民は単純に資本主義的な経済的活動から排除されたのである。その結果、原住民たちの抵抗運動が起きた場合に、北アメリカの征服者たちは、純粋に原住民を虐殺する事によって問題を解決する事が出来たのである。この場合の征服者と原住民の関係は、非搾取的な経済的抑圧として特徴づけられる。

3 拡張されたヘクシャー＝オリーン型国際経済環境

本節では、吉原 (2014) 及び Yoshihara and Kaneko (2014) で展開された、ヘクシャー＝オリーン的国際貿易モデルを紹介する。そのモデルに基づいて、以下の 4 節、5 節で国際的な労働の不均等交換の可能性について論ずる。

N 個の国民経済からなる主体の集合を \mathcal{N} とし、その任意の要素を $\nu \in \mathcal{N}$ で表す。また、市場で取引可能な私的財の数は n 種類である。いずれの国民経済もアクセス可能な世界共通の生産技術体系が存在し、それはレオンチェフ生産体系 (A, L) で表される。ここで、投入係数行列 A は $n \times n$ 型非負の正方行列であって、それは生産的かつ分解不可能であると仮定する。また、直接労働投入係数ベクトル L は正の $1 \times n$ 型行ベクトルである。全ての国民経済 (の住民 1 人当たり) が 1 生産期間において生存の為に消費しなければならない生存消費財ベクトルを $b \in \mathbb{R}_+^n$ と置く。単純化の為に各国民経済の人口は同じであって、従って 1 生産期間あたりに供給可能な最大労働時間は等しく 1 であるとする。また、単純化の為に、以下では各国民経済の間での労働スキル水準 (人的資本水準) に違いはないと想定する。最後に、初期時点における世界全体としての財の初期賦存ベクトルは $\bar{\omega} \in \mathbb{R}_+^n$ で表される。今、単純化の為に $\bar{\omega} \equiv A[I - A]^{-1}(Nb)$ と置く。

全ての国民経済は共通の消費可能空間 $C \equiv \{c \in \mathbb{R}_+^n \mid c \geq b\} \times [0, 1]$ 、及び、以下の様に定義された共通の厚生関数 $u : C \rightarrow \mathbb{R}$ を持つ：任意の $(c, l) \in C$ に関して、

$$u(c, l) = 1 - l.$$

すなわち、全ての国民経済は生存可能な消費水準 b が確保される限り、それ以上の財の消費増加には関心がなく、専ら余暇 (自由時間) 享受の大きさでのみ、当該国民国家の社会厚生を評価する。以上の要素によって定義される国際経済環境 $(\mathcal{N}, (A, L, b), \bar{\omega})$ を以下では、生存経済環境 と称する事にする。

以下では、単純化の為に、2 国 2 財の経済社会 $\mathcal{N} \equiv \{Nh, Sh\}$ に限定して考察する。しかしながら、以下で得られる考察は、基本的に一般性を失うことなく N 国 n 財の経済世界でも成立する。

2 国 2 財の経済モデルにおいては、投入係数行列 A は

$$A = \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} > \begin{bmatrix} 0 & 0 \\ 0 & 0 \end{bmatrix},$$

但し、 $1 - a_{11} > 0$, $1 - a_{22} > 0$, & $(1 - a_{11})(1 - a_{22}) - a_{12}a_{21} > 0$. また、労働投入ベクトル L は $L = (L_1, L_2) > (0, 0)$ である。また、第 t 期における 2 国それぞれの資本財ストックは $\omega_t^{Nh} = (\omega_{1t}^{Nh}, \omega_{2t}^{Nh}) > (0, 0)$ 及び $\omega_t^{Sh} = (\omega_{1t}^{Sh}, \omega_{2t}^{Sh}) > (0, 0)$ である。

以下では、新古典派的ヘクシャー＝オリーン型国際貿易モデルとは異なり、一般に資本財は複数種類存在し、それらはそれぞれ経済体系の中で生産される再生産可能財として取り扱われる。しかし、労働は依然として本源的生産

要素として取り扱われ、かつあらゆる財の正の産出の際に、その投入が不可欠であるような生産要素として取り扱われる。

生産における時間構造の存在を、明示的に取り入れる。今期の生産において利用可能な資本財は、先の生産期間までに生産され蓄積された資本財の大きさを超える事は出来ない。生産の時間的構造は以下の様に与えられるものとする：

(1) 第 t 生産期間における期首において市場価格 $p_{t-1} = (p_{1t-1}, p_{2t-1}) \geq (0, 0)$ の下で、各国 $\nu = Nh, Sh$ は資本賦存量 $p_{t-1}\omega_t^\nu$ の予算制約の下で今期の生産活動に投入する為の資本財 Ax_t^ν と今期末に販売する投機目的の財 δ_t^ν を購入する；

(2) 労働 Lx_t^ν と購入した資本財 Ax_t^ν を投入し、生産活動の開始；

(3) 今期の期末に産出物 x_t^ν が得られ、生産活動が終了する。得られた産出物は価格 $p_t \geq (0, 0)$ で財市場において売買取引される。今期首に購入した財 δ_t^ν と産出物 x_t^ν を販売して得られた収入 $p_t x_t^\nu + p_t \delta_t^\nu$ で、今期末に消費される消費財 b と来期の生産活動の為の資本財ストック ω_{t+1}^ν が購買される。従って、来期に繰り越す資本賦存量は $p_t \omega_{t+1}^\nu$ である。

以上の様な性質を持つ国際貿易モデルをマルクス派的ヘクシャー=オリーン型国際貿易モデルと呼ぶ事にする。

ここで、 (w_t^ν, r_t^ν) を第 t 期における ν 国内の要素市場価格プロフィール、すなわち ν 国内市場における賃金率と利率のプロフィールを表すものとする。第 t 期における価格体系 $\langle \{p_{t-1}, p_t\}; (w_t^\nu, r_t^\nu)_{\nu \in \mathcal{N}} \rangle$ の下で、各国 $\nu (= Nh, Sh)$ は、以下の最適化問題を解く：

$$\begin{aligned} & \min_{x_t^\nu, \delta_t^\nu} l_t^\nu \\ \text{s.t. } & p_t x_t^\nu + p_t \delta_t^\nu \geq p_t b + p_t \omega_{t+1}^\nu; \\ & p_t x_t^\nu - p_{t-1} A x_t^\nu = w_t^\nu L x_t^\nu + r_t^\nu p_{t-1} A x_t^\nu; \\ & l_t^\nu = L x_t^\nu \leq 1; \\ & p_{t-1} \delta_t^\nu + p_{t-1} A x_t^\nu \leq p_{t-1} \omega_t^\nu, \text{ 但し } \delta_t^\nu \in \mathbb{R}_+^2; \\ & p_t \omega_{t+1}^\nu \geq p_{t-1} \omega_t^\nu. \end{aligned}$$

各国 ν が直面する第 t 期における最適化問題の解の集合を $O_t^\nu (\{p_{t-1}, p_t\}; (w_t^\nu, r_t^\nu)_{\nu \in \mathcal{N}})$ で表す。

上記の最適化問題における各制約式は以下の様な意味を持つ。第 1 行の制約式は、今期首に購入した財 δ_t^ν と産出物 x_t^ν を販売して得られた収入量 $p_t x_t^\nu + p_t \delta_t^\nu$ は、生存の為に今期末に消費しなければならない消費財 b の購入と来期に繰り越す予定の資本賦存量 $p_t \omega_{t+1}^\nu$ の確保の為に十分でなければならない事を示す。ちなみに、来期に繰り越す資本賦存量は、今期の期首に前期

より継承した資本賦存量 $p_{t-1}\omega_t^\nu$ と少なくとも同程度の大きさでなければならぬ事が、第 5 行の制約式で表されている。第 2 行の制約式は、今期末の粗生産物売上収入 $p_t x_t^\nu$ から今期首に費やした資本財費用 $p_{t-1} A x_t^\nu$ を控除した当該国の純収入、すなわち国民所得は全て労働所得と資本所得に分配される事を意味する。労働所得 $w_t^\nu L x_t^\nu$ は、この国の生産活動 x_t^ν に対応する総労働供給 $L x_t^\nu$ への労働費用でもあり、かつ資本所得 $r_t^\nu p_{t-1} A x_t^\nu$ は生産活動 x_t^ν に対応する資本財 $A x_t^\nu$ の購入を可能にする貨幣資本のレンタル費用でもある。従って、第 2 行の制約式は、超過利潤ゼロの状態、すなわち経済活動が完全競争的市場で行われる事を示すものである。第 3 行の制約式は、この国の総労働供給 $l_t^\nu = L x_t^\nu$ は供給制約 1 を満たす事を意味する。第 4 行の制約式は、今期首における貨幣資本 $p_{t-1}\omega_t^\nu$ の制約内で、今期の生産活動を可能にする資本財 $A x_t^\nu$ の購入と投機目的の財 δ_t^ν の購入について決定される事を示している。以上の性質を有する制約条件それぞれをすべて満たす様な生産活動計画 x_t^ν 、並びに投機的活動計画 δ_t^ν の選択によって、各期ごとに当該国家の厚生を最大化 本節の厚生関数の特定化の下では、それは総労働供給の最小化に等しい するのが、上記の最適化問題である。

簡単化の為、以下では定常均衡価格 (すなわち、 $p_t = p_{t-1} = p^*$) を考察する。その場合、最適解 $(x_t^{*\nu}, \delta_t^{*\nu}) \in O_t^\nu(p^*; (w_t^{*\nu}, r_t^{*\nu})_{\nu \in \mathcal{N}})$ において、 $p^* x_t^{*\nu} - p^* A x_t^{*\nu} = p^* b$ となる。定常均衡価格の下での経済均衡は、以下の様に定義される。

定義 4: 生存経済環境 $\langle \mathcal{N}, (A, L, b), (\omega_0^{Nh}, \omega_0^{Sh}) \rangle$ (但し、 $\omega_0^{Nh} + \omega_0^{Sh} = \bar{\omega}$) 下における世界市場再生産可能解は、以下の性質を満たす価格体系 $\langle p^*; (w_t^{*\nu}, r_t^{*\nu})_{\nu \in \mathcal{N}} \rangle$ と生産活動プロフィール $(x_t^{*\nu})_{\nu \in \mathcal{N}} (\forall t)$ である:

- (i) $(x_t^{*\nu}, \delta_t^{*\nu}) \in O_t^\nu(p^*; (w_t^{*\nu}, r_t^{*\nu})_{\nu \in \mathcal{N}}) (\forall t)$; (各主体最適化行動)
- (ii) $2b \leq [I - A] (x_t^{*Nh} + x_t^{*Sh}) (\forall t)$; (期末における需給バランス条件)
- (iii) $A (x_t^{*Nh} + x_t^{*Sh}) + (\delta_t^{*Nh} + \delta_t^{*Sh}) \leq \omega_t^{Nh} + \omega_t^{Sh} (\forall t)$. (各期首における総生産実行可能性)

すなわち、各期ごとの価格体系 $\langle p^*; (w_t^{*\nu}, r_t^{*\nu})_{\nu \in \mathcal{N}} \rangle$ と生産活動プロフィール $(x_t^{*\nu})_{\nu \in \mathcal{N}}$ が世界市場再生産可能解であるとは、この t 期における価格体系の下で各国は厚生最大化を実現するような生産活動を選択しており (条件 (i))、かつその生産活動の下で世界全体での消費財の総需要を満たすだけの総供給が可能であり (条件 (ii))、かつそのような生産活動はこの期に賦存する世界の総資本ストック量の下で実行可能である (条件 (iii)) 事を意味する。

ここで、世界市場再生産可能解が不完全特化であるとは、 $x_t^{*\nu} \in \mathbb{R}_{++}^2$ & $\delta_t^{*\nu} = 0 (\forall t)$ が各 $\nu \in \mathcal{N}$ に関して成立する場合を指す。すなわち、不完全特化な世界市場再生産可能解の下では、全ての国家が全ての財の生産活動を何らかの程度行っている。1 部の特定の財の生産活動のみに完全特化する事で、その財の国内需要を超えた生産量は輸出すると共に、それ以外の財に関してはその国内需要

は全て外国からの輸入によって満たすという様な極端な経済活動にはいずれの国も到っていない状況での均衡状態を意味するのである。不完全特化再生産可能解の性質より、 $p^* \in \mathbb{R}_{++}^2$ となり、また $[I - A](x_t^{*Nh} + x_t^{*Sh}) = 2b$ となる。すなわち、 $(x_t^{*Nh} + x_t^{*Sh}) = [I - A]^{-1}(2b)$ である。よって、 $A(x_t^{*Nh} + x_t^{*Sh}) = A[I - A]^{-1}(2b) = \bar{\omega} = \omega_0^{Nh} + \omega_0^{Sh}$ となる。

いわゆる新古典派的ヘクシャー＝オリーン型国際貿易モデルでは、要素価格均等化定理とヘクシャー＝オリーン定理の成立が知られている。本論の様なマルクス派的ヘクシャー＝オリーン型国際貿易モデルにおいても、要素価格均等化定理は成立する事が確認できる。

定理 1 (生存経済環境における要素価格均等化定理): 生存経済環境 $\langle \mathcal{N}, (A, L, b), (\omega_0^{Nh}, \omega_0^{Sh}) \rangle$ (但し、 $\omega_0^{Nh} + \omega_0^{Sh} = \bar{\omega}$) 下において、不完全特化な世界市場再生産可能解 $\langle p^*; (w_t^{\nu*}, r_t^{\nu*})_{\nu \in \mathcal{N}}, (x_t^{\nu*})_{\nu \in \mathcal{N}} \rangle$ が成立しているとしよう。このとき、もし $\frac{p^* A e_1}{L_1} \neq \frac{p^* A e_2}{L_2}$ (但し、 e_i は第 i 単位ベクトルを表す) ならば、 $(w_t^{Nh*}, r_t^{Nh*}) = (w_t^{Sh*}, r_t^{Sh*})$ が成立する⁹。

定理 1 より、自由貿易均衡において要素価格均等化が実現していないケースがあり得るとすれば、それは産業間の資本-労働比率に違いがないような特殊なケース すなわち、 $\frac{p^* A e_1}{L_1} = \frac{p^* A e_2}{L_2}$ の成立 であるか、もしくは完全特化的な均衡状態であるかのいずれかでしかない事が解る。第 1 の、産業間の資本-労働比率に違いがないケースというのは、いわば第 1 財の生産技術と第 2 財の生産技術とに本質的な違いがない状況であって、貿易によって比較優位の原理に基づき国際分業を行うメリットがそもそも生じないという、極めて特殊なケースである。そのようなケースは事実上、捨象してよいだろう。他方、第 2 の完全特化な貿易均衡が生じているケースの 1 例が、本章の序節で言及したエマニュエルの不等価交換の理論である。

エマニュエル理論では、資本の国際間完全移動の想定の下、利子率こそ国際的均等化が実現されているが、賃金率はそれぞれの国の制度的・慣習的要因で決定されるという想定ゆえに、必ず国家間格差が生ずる事になる。本節のモデルの枠組みで言えば、 Nh 国の国内実質賃金ベクトルは Sh 国のそれよりも必ず大きいものと設定される。この様に、そもそも要素価格均等化が実現しない設定の下で、産業間の資本-労働比率が異なる通常の技術的条件下で 2 種類の生産された財に関する貿易均衡が成立するとすれば、それは完全特化的な均衡でしかあり得ない 定理 1 はその事を含意する。従って、エマニュエルの不等価交換論の枠組みでは、より多くの資本ストックを蓄積している豊かな中心国が、より資本-労働比率の高い製造業に完全特化し、他方、貧しい周辺国はより資本-労働比率の低い農業なり鉱工業なりに完全特化する事で、賃金率の国際間格差を維持したままでの貿易均衡が描写される事となるのである。

⁹証明については、吉原 (2014) 及び Yoshihara and Kaneko (2014) を参照の事。

他方、要素価格均等化が成立するような不完全特化な貿易均衡の場合であっても、ある種の国際分業の生成メカニズムの存立を読み取る事ができる。それを示すのが以下の定理である。

定理 2 (生存経済環境における“准ヘクシャー＝オリーン定理”)： 生存経済環境 $\langle \mathcal{N}, (A, L, b), (\omega_0^{Nh}, \omega_0^{Sh}) \rangle$ (但し、 $\omega_0^{Nh} + \omega_0^{Sh} = \bar{\omega}$) 下において、不完全特化な世界市場再生産可能解 $\langle p^*; (w_t^{\nu*}, r_t^{\nu*})_{\nu \in \mathcal{N}}, (x_t^{*\nu})_{\nu \in \mathcal{N}} \rangle$ が成立しているとしよう。更に、 $\frac{p^* A e_1}{L_1} > \frac{p^* A e_2}{L_2}$ であるとしよう。このとき、もし $p^* \omega_t^{Nh} > p^* \omega_t^{Sh}$ ならば、より富の豊かな Nh 国がより資本集約的な財 1 を輸出し、かつより労働集約的な財 2 を輸入する。対応して、より富の貧しい Sh 国がより労働集約的な財 2 を輸出し、かつより資本集約的な財 1 を輸入する¹⁰。

定理 2 を若干、幾何的に説明しよう。図 1 は 2 次元の非負実数空間であって、横軸は財 1 の生産活動水準を、そして縦軸は財 2 の生産活動水準を表している。このグラフ上で、生存消費ベクトルを購入可能とする純収入曲線 $p(I - A)x = pb$ が描かれている。この曲線は、法線ベクトルを $p(I - A)$ とし、かつその値が pb となる様な平面方程式を描いたものであって、何れの国にとっても共通の最小純収入制約を表すものがある。この曲線の上方領域が純収入で以て生存消費ベクトル b を購入可能とする生産活動ベクトルの集合を意味する。

図 1 を挿入

他方、図 2 は、同じく財 1 と財 2 の生産活動水準を表す空間上に、各国の資本制約曲線 $pAx^{\nu} = p\omega^{\nu}$ を描いたものである。 Nh 国の方が富が大きいので、この国の資本制約曲線が一番上方に位置しており、貧しい Sh 国の資本制約曲線が一番下方に位置している。真ん中の制約曲線は、世界の平均的な資本賦存水準に対応した制約曲線である。いずれも法線ベクトルを pA とし、かつその値がそれぞれの資本賦存量 $p\omega^{\nu}$ となる様な平面方程式を表すものであって、このそれぞれの曲線の下方領域が、資本賦存量の制約下で実効可能な生産活動ベクトルの集合を意味する。

図 2 を挿入

以上の図 1 と図 2 を重ね合わせると出来上がるのが図 3 である。図 3 ではそれぞれの国の最小純収入制約と資本賦存量制約の 2 つの制約条件を満たす実行可能生産活動の集合が描かれている。濃い射影領域がより貧しい Sh 国の集合であって、他方、薄い射影領域はより豊かな Nh 国の対応する集合である。図より明らかにより豊かな Nh 国の (生産の) 機会集合の方がより貧しい Sh 国のそれより大きい事が解る。

図 3 を挿入

¹⁰証明については、吉原 (2014) 及び Yoshihara and Kaneko (2014) を参照の事。

他方、各国に共通の厚生関数を表す無差別曲線を書き込んだのが図4である。各国共通の厚生関数は $1 - Lx^\nu$ だったので、それを表す無差別曲線とは結局、生産活動水準を表すこの非負2次元実数空間上で法線ベクトルを L とする直線として表現され、その無差別曲線は下方 ないしは南西方向に位置すればするほど、より高い厚生水準を表すものと理解できる。

図4を挿入

その結果、図4における点 x^{Sh} が、 Sh 国がその2つの制約条件の下での厚生を最大にする最適生産活動ベクトルとなる事が解るであろう。同様に、図4における点 x^{Nh} が、 Nh 国がその2つの制約条件の下での厚生を最大にする最適生産活動ベクトルとなる。この事は、均衡の条件(定義4(i))が満たされている事を意味する。また、点 x^{Sh} と点 x^{Nh} とを結ぶ中点にちょうどベクトル $(I - A)^{-1}b$ を表す点が位置している。これは $(I - A)(x^{Nh} + x^{Sh}) = Nb$ の成立 但し、ここでは $N = 2$ を意味し、均衡の条件(定義4(ii))が満たされている事を意味する。ところで、ベクトル $(I - A)^{-1}b$ は同時にベクトル $\frac{1}{N}A^{-1}\bar{w}$ 但し、ここでは $N = 2$ に一致していた。従って、点 x^{Sh} と点 x^{Nh} とを結ぶ中点にベクトル $\frac{1}{N}A^{-1}\bar{w}$ が位置しているという事は、 $A(x^{Nh} + x^{Sh}) = \bar{w}$ の成立 但し、ここでは $N = 2$ を意味し、均衡の条件(定義4(iii))が満たされている事を意味する。以上より、図4は1つの貿易均衡状態を図示したものであると了解できるのである。

さて、この図を見ると、 Nh 国はこの国が消費する必要のある生存消費財ベクトル b を純産出する為にちょうど必要な生産活動ベクトル $(I - A)^{-1}b$ に比べて財1の生産活動がより多く、かつ財2の生産活動がより少ない事が解る。同様に、 Sh 国はこの国が消費する必要のある生存消費財ベクトル b を純産出する為にちょうど必要な生産活動ベクトル $(I - A)^{-1}b$ に比べて財1の生産活動がより少なく、かつ財2の生産活動がより多い事が解る。この事は、 $(I - A)x_1^{Nh} > b_1$ かつ $(I - A)x_2^{Nh} < b_2$ を意味し、均衡において Nh 国は $(I - A)x_1^{Nh} - b_1$ だけの財1を輸出し、かつ $b_2 - (I - A)x_2^{Nh}$ だけの財2を輸入している事を意味する。同様に、 Sh 国は $(I - A)x_2^{Sh} - b_2$ だけの財2を輸出し、かつ $b_1 - (I - A)x_1^{Sh}$ だけの財1を輸入している事を意味する。均衡であるという事は、 $(I - A)x_1^{Nh} - b_1 = b_1 - (I - A)x_1^{Sh}$ である事、及び $(I - A)x_2^{Sh} - b_2 = b_2 - (I - A)x_2^{Nh}$ である事を意味する。ここで、法線ベクトルを pA とする直線の方が法線ベクトルを L とする直線よりもその勾配が急であるという事は、 $\frac{pAe_1}{pAe_2} > \frac{L_1}{L_2}$ である事を意味するので、結局、財1生産部門の方がより資本集約的であり、財2生産部門の方がより労働集約的産業である事が解る。従って、 Nh 国のベクトル x_1^{Nh} の位置より、自給自足経済であれば実行しなければならない生産活動 $(I - A)^{-1}b$ に比べて、この国はより資本集約的生産活動にシフトしている事が解る。同様に Sh 国はより労働集約的な生産活動にシフトしている事が解る。つまり、図4はより豊かな Nh 国がより資本集約的生産活動に不完全に特化する事で資本集約的産業の

生産物を輸出し、他方、より貧しい Sh 国がより労働集約的生産活動に不完全に特化する事で労働集約的産業の生産物を輸出している事を意味する。これが定理 2 が示している事である。

いわゆるヘクシャー＝オリーン定理は、新古典派的ヘクシャー＝オリーン貿易モデルの想定の下で、より資本財が豊かに賦存している国では利子率が相対的に安くなる為に、費用最小化原理に基づく合理的選択として、より資本集約的産業に特化する事を示す。また、資本の貧しい国では相対的により労働賦存が豊かである事から賃金率が相対的に安くなる為に、より労働集約的産業に特化する事が合理的選択となる、と示す事で国際分業生成のメカニズムを説明する。つまり、国際分業を生成するメカニズムは比較優位原理である。資本集約的産業によりシフトする事で資本財への需要が増える事が、豊かな国の利子率をより上昇させ、従ってこの国の資本集約的産業に対する比較優位さがより失われる、労働集約的産業によりシフトする事で労働への需要が増える事が、貧しい国の賃金率をより上昇させる、従ってこの国の労働集約的産業に対する比較優位さがより失われる、事から、結果的に均衡においては、生産要素の国際市場がないにも関わらず、要素価格均等化が成立し、その時点でそれぞれの国はそれ以上のシフトを行う誘因を失う、というロジックになる。

他方、同様のロジックで、我々の定理 2 も、自由貿易の比較優位原理メカニズムの機能を説明する命題であると解釈できるとは限らない。財 1 産業が財 2 産業よりも資本集約度が高いのは、この均衡価格において、偶々そうなったという事であり、均衡に到る以前の価格体系においては財 2 産業がより資本集約度が高かった可能性を許す。同様に、国の資本賦存量がより豊かなのはこの均衡価格においてそうになっているという事であり、均衡に到る以前の価格体系においては国の資本賦存の価値量が高く評価されている可能性を許す。従って、比較優位原理に則って各国が相対的により豊かに所有する生産要素をより必要とするような産業にシフトするという国際分業メカニズムを媒介に、世界市場均衡が成立するというヘクシャー＝オリーン定理の含意が必ず維持されているとは言い難い。

4 自由貿易均衡における南北間搾取関係の原理的生成

労働搾取の存在とは、一般に、非対称的な社会関係を媒介とする自由時間の配分に関する不均等な処遇の存在を含意する。同じ所得を得る為に、ある主体はより多くの労働時間の提供が必要（自由時間が少ない）であるのに対し、別の主体はより少ない労働時間の提供で十分（自由時間が多）という事態のシステムティックな生成が、労働搾取の存在の意味である。

搾取の存在は、人々の善き生 (well-being) に関する不均等の存在をも意味

する。カール・マルクスが繰り返し強調したように、生きていく為の所得を稼ぐ為の必要労働時間から解放された自由時間は、人間にとっての創造的生の実現の源泉であり、従って各主体の享受する所得と自由時間は彼の善き生 (well-being) を評価するうえで本質的な情報的基础たり得る。

単なる所得等の不平等と労働搾取とは概念的に全く異なる。所得一単位当りの供給労働時間の不平等は、労働搾取の定義の必要条件であるが、そのみでは必要十分条件な定義とは言えない。なぜならば、離れ小島で互いに経済的交流のない経済主体間で、所得1単位当りの供給労働時間の不平等が存在しても、それはある種の不平等の存在ではあっても、労働搾取の存在を意味しない。労働搾取は、生産活動を媒介に成立する社会的関係の性質に関する概念である (関係性の存在しない主体間について語る事は不可能な概念である)。

では、前節で定義し、議論した生存経済環境の下での労働搾取に関する数理的定義を与える事としよう：

定義5： 生存経済環境 $\langle \mathcal{N}, (A, L, b), \bar{w} \rangle$ において、世界市場再生産可能解 $\langle p^*; (w_t^{\nu*}, r_t^{\nu*})_{\nu \in \mathcal{N}}, (x_t^{\nu*})_{\nu \in \mathcal{N}} \rangle$ が成立しているとしよう。各国1人当たり国民が消費する生存消費財ベクトル b の純生産に要する社会的必要労働量は

$$\frac{1}{2}L(x^{*Nh} + x^{*Sh}) = \Lambda b = L[I - A]^{-1}b.$$

他方、各国 $\nu = Nh, Sh$ が、その1人当たり国民が消費する生存消費財ベクトルを購入可能とするだけの所得 p^*b を稼得する為に供給した労働量は $Lx^{*\nu}$ である。このとき、

$$\text{各国}\nu\text{は搾取国である} \iff Lx^{*\nu} < \Lambda b;$$

$$\text{各国}\nu\text{は被搾取国である} \iff Lx^{*\nu} > \Lambda b.$$

すなわち、生存消費財ベクトル b の純生産に要する社会的必要労働量よりも多い労働供給を行う国 被搾取国 とより少ない労働供給を行う国 搾取国 とが存在する事が搾取関係の存在を意味する。

労働搾取の形式的定義 数理的定式化 に関しては、様々な提案がなされて来ており、それ自体が大きな論争となってきた¹¹。実際、労働搾取をどう数理的に定式化するかで、その概念を用いた経済システムの分析結果も変わってくる。従って、この概念の定義の問題は極めて重要なのであるが、幸いにして、本章が対象とする様な経済モデルの下では、あらゆる主要な労働搾取の定義の提案いずれも、定義5の定式に還元される。すなわち、本章で考察する経済モデルの限りでは、労働搾取の妥当な定式化を巡る論争問題からは独立して、以下の分析を進める事ができるのである。

¹¹労働搾取の妥当な定義を巡る論争問題に関しては、吉原 (2013; 2014)、Yoshihara (2010)、Yoshihara and Veneziani (2009)、及び Veneziani and Yoshihara (2013)などを参照せよ。

定義 5 を前提とするや、南北間で准ヘクシャー＝オリーン定理的な国際分業が生ずる状況であるならば、常に南北間の搾取関係を見出す事が出来る事を、以下の定理が示している：

定理 3 (生存経済環境における搾取関係生成定理)： 生存経済環境 $\langle \mathcal{N}, (A, L, b), (\omega_0^{Nh}, \omega_0^{Sh}) \rangle$ (但し、 $\omega_0^{Nh} + \omega_0^{Sh} = \bar{\omega}$) 下において、不完全特化な世界市場再生産可能解 $\langle p^*; (w_t^*, r_t^*); (x_t^{*\nu})_{\nu \in \mathcal{N}} \rangle$ が成立しているとしよう。更に、 $\frac{p^* A e_1}{L_1} > \frac{p^* A e_2}{L_2}$ であるとしよう。このとき、もし $r_t^* > 0$ かつ $p^* \omega_t^{Nh} > p^* \omega_t^{Sh}$ ならば、より富の豊かな Nh 国が搾取者であり、より富の貧しい Sh 国が被搾取者である。逆に、 $r_t^* = 0$ もしくは $p^* \omega_t^{Nh} = p^* \omega_t^{Sh}$ ならば、搾取関係は存在しない¹²。

定理 3 の成立は、先に見た図 4 及び以下の図 5 より、確認できる。図 4 はこの定理 3 が想定する、 $r_t^* > 0$ かつ $p^* \omega_t^{Nh} > p^* \omega_t^{Sh}$ の場合の不完全特化な世界市場再生産可能解を表している。図より明らかに Nh 国の労働供給 Lx^{Nh} は Sh 国の労働供給 Lx^{Sh} より少ない。今、世界にはこの 2 国しか存在せず、かつこの均衡における総供給 = 総需要の条件式 $(I - A)(x^{Nh} + x^{Sh}) = Nb$ より、生存消費財ベクトル b の純生産に要する社会的必要労働量 Λb は、 $\Lambda b = L[I - A]^{-1}b = \frac{1}{N}L(x^{Nh} + x^{Sh})$ (但し $N = 2$) と表される。つまり、社会的必要労働量 Λb は、この貿易均衡配分における平均的労働供給量に一致している。従って、図 4 より明らかに、 $Lx^{Nh} < \Lambda b < Lx^{Sh}$ が成立している。これは、定義 5 より、より富の豊かな Nh 国が搾取者であり、より富の貧しい Sh 国が被搾取者である事を図示しているのである。

他方、 $r = 0$ かつ $p\omega^{Nh} > p\omega^{Sh}$ の場合の不完全特化な世界市場再生産可能解を表しているのが、以下の図 5 である。

図 5 挿入

図 5 では、 Nh 国と Sh 国のそれぞれの最小純収入制約と資本賦存量制約の 2 つの制約条件を満たす実行可能生産活動の集合は図 4 と同一のままである。しかし、今、利子率 $r = 0$ であるがゆえに、均衡における価格方程式は $p = pA + wL$ となる。これは図 5 における法線ベクトル $p(I - A)$ と法線ベクトル L とがスケールを別にすれば一致している状況として描かれている。この結果、 $p(I - A)x^{Nh} = pb = p(I - A)x^{Sh}$ の直線と、それぞれの国の最適解における無差別曲線 Lx^{Nh} 及び Lx^{Sh} とが完全に一致してしまう事から、このような均衡状態では搾取関係は存在していない事を意味する。

最後に、 $p\omega^{Nh} = p\omega^{Sh}$ の場合、その値は $\frac{1}{N}pA(x^{Nh} + x^{Sh})$ に一致するので、何れの国もちょうど $L[I - A]^{-1}b$ だけ労働を供給して、純生産物 b を得るのが最適解となる。よってこの場合は、利子率がゼロであろうとなかろうとに関わりなく、搾取関係は存在しない事が確認できるだろう。以上の議論より、定理 3 が成立する事を確認できる。

¹²証明については、吉原 (2014) 及び Yoshihara and Kaneko (2014) を参照の事。

上の定理において、労働の不等価交換を表す不等式 $Lx_t^{*Nh} < \Lambda b < Lx_t^{*Sh}$ は、定義 5 の意味のみならず、より包括的な概念的定義を与えた定義 2 の観点からも、労働搾取的関係の成立を意味する事を確認できる。生存経済環境下での世界市場再生産可能解では、 Nh 国も Sh 国も生存消費財ベクトル b を購入可能な最小限の所得を得ている。しかしその所得を得る為に投下している労働量において格差があり、 Nh 国は Sh 国よりも生存に必要な労働に拘束されない自由に処分できる時間をより多く享受できている。この現象は単なる富の不平等の問題ではない、搾取的社会関係の存在を意味する。

なぜならば、 Nh 国のそのより多くの自由時間の享受は、 Sh 国との交易的関係故に可能となっているからである。 Sh 国との交易関係がなく、閉鎖経済的に運営する場合には、いくら $\omega_t^{Nh} > A[I - A]^{-1}b$ だけの富を持っていても、 $L[I - A]^{-1}b$ だけの労働時間を投下しなければならなくなる。 Sh 国との交易による相互行為的生産関係がある故に、 $Lx_t^{*Sh} - L[I - A]^{-1}b$ 分の労働の成果を Sh 国から領有する事によって、 Nh 国は $L[I - A]^{-1}b$ よりも少ない労働時間で生存可能性を確保できている。他方、 Sh 国は Nh 国との取引関係の存在故に、生存が可能となっている。この均衡価格体系の下で、 Sh 国が Nh 国との取引関係から撤退しようと思っても、 $p^*\omega_t^{Sh}$ の資本価値額では生存消費財ベクトルを自給自足的に生産する事が出来ない。その Nh 国に対する Sh 国の脆弱性を、 Nh 国は利用する事によって、 Sh 国をして、自身の労働の成果の一部を Nh 国に提供するような資源配分に甘んじさせる市場取引が、システムティックに生成している。以上の議論は、2.3 節で紹介された Vrousalis (2013) による定義 2 に全く整合的である。

以上の議論はまた、労働搾取の問題といわゆる社会的排除などの様な経済的抑圧の問題との違いを鮮明にする。後者の問題は、一部の社会的階層が労働市場から排除される等の問題を含むが、これらの経済的抑圧は、そうした被抑圧者の存在が抑圧者の経済的利益を直接的に改善しているという関係性は必ずしも存在しない。米国において、市場的経済社会に参入しない、ないしはそこから排除されたネイティブ・アメリカンは経済的に抑圧されているが、彼らは搾取されている訳ではない。他方、労働搾取の場合、被抑圧者の存在故に、抑圧者は経済的利益を享受できるという関係性が主要因にある。

5 結論

本章の 3 節・4 節で検討したヘクシャー＝オリーン的自由貿易体制の下では、自由貿易によって南北の何れの国も何らかの経済的便益を得ているという「交易の利益」的性質、及びパレート効率的性質の実現については、明らかである。しかしながら、本章の定理 3 で紹介した様に、自由貿易均衡下での国際的搾取関係の生成定理は、一方で交易を通じた国際分業の形成が、「交易の利益」の実現及び経済的効率性の改善という光を意味すると同時に、生

存の為に必要不可欠な所得水準を得る為に社会的・技術的に必要な労働時間を超えて「南」が働く事で、言わばその余剰的に働いた分の生産成果を「北」に無償奉仕するという意味合いを帯びる非対称的な経済取引の構造化でもあるという陰の部分指摘するものである。換言すれば、経済的効率性という価値基準のみならず、別の評価基準で眺めれば、同じ自由貿易という経済行動に関しても全く別の風景が見えてくる事を指摘するものである。

もっとも、伝統的な新古典派的貿易理論を支持する立場からすれば、尚、南北間の様な富の格差のある国際間自由貿易が搾取関係として特徴づけられることに対して納得はしないであろう。その事は、それらの論者が資本主義的な規範的価値体系を(暗黙裡に)前提しているならば、むしろ当然であり得る。資本主義社会経済システムの下では、市場における相互連関的経済取引に自由に関与し、そこから便益を得る自由を享受するという「市場への参加権」に関して、原則的に全ての経済主体に平等に開かれている。その「市場への参加権」に関して、主体に伴う様々な属性(国籍・性別・身分・出身家計階層・エスニシティ)による差別的取り扱いがあってはならない、というのが資本主義における(市場契約論的)規範的価値体系である。したがって、貧しい「南」であっても市場に参加し、「北」との取引を行う事で便益を享受する権利を有するというのが、完全競争市場の理念像である。その市場への参加の権利と自由が保障され、競争的市場のルールに従って取引が行われる限り、不正義の対象として批判されるべき要素は何もない。それが、資本主義における規範的価値体系である。

他方、マルクス派は、「市場への参加権」に関する経済主体の対称性の保証のみでは、規範的正当性として不十分と考える立場にある。「市場への参加」に関して無差別的に保証されていても、参加によって市場における相互連関的経済的意思決定のプロセスにおいて効力(effective power)を行使し得ない主体の存在・ないしは決定力(decisive power)に関して非対称性の存在が見出されるならば、その様な社会経済的意思決定メカニズムは妥当とは見做せない、と評価するものである。本章で展開した生存経済環境下での南北間自由貿易の例で考えるならば、北との取引を断行されれば生存の脆弱性にさらされる南と、「南」との取引なしでの自給自足的経済運営でも生存が可能なくらいに十分に豊かな北との市場的取引交渉の場というものは、均等・対称的な決定力が行使されるプロセスとはならず、完全競争市場的とはいえ、結果的に南は北よりも1単位所得当りより多くの労働の提供という資源配分に甘んぜざるを得ない。そして南が北よりもより多くの労働を提供するが故に、北はより少ない労働であっても生存に必要な所得を確保できる、という構造が生ずるのである。

この構造において、南が北との取引をする事ではないよりは得をするのは当たり前であって、さもなくば、そもそも南はわざわざ北との取引に応じないだろう。しかし、南にとって、北との取引をする方が、しないよりもマシで

あり続けるギリギリのラインまで、北は南の剰余的な労働の供給による「レント」を抽出・取得する事ができるだろう。これが「搾取関係の生成」という事の意味である。なぜそういう非対称的決定力を伴う経済的意思決定プロセスが生ずるかと言えば、本章でのモデル設定の下では、初期賦存としての富の所有量が違うからであり、南は自給自足では生存不十分な程に貧しい富しか有さないからである。

しかしこの事は、搾取問題を単なる富の不平等問題に還元できると見做すべき事を意味しない。富の不均等分布を媒介とする非対称的な意思決定力の構造こそが、グローバル不正義と同定される対象なのであり、そのような構造メカニズムの作用の結果としての労働の不均等交換こそが批判されるに値するのである。

6 参考文献

水野和雄 (2011): 『終わりなき危機 君はグローバリゼーションの真実を見たか』, 日本経済新聞出版社.

山崎好裕 (2007): 「国際的不等価交換の論理」, 『福岡大学経済学論叢』 52 巻 1・2 号, pp. 13-29.

吉原直毅 (2008): 『労働搾取の厚生理論序説』 岩波書店.

吉原直毅 (2013): 「資本主義分析の基礎理論研究の現状及び『新しい福祉社会』モデルの探求」, 『比較経済研究』 50 巻 2 号, pp. 17-33.

吉原直毅 (2014): 「マルクスの経済理論における置塩 (1963) 以降の進展 搾取理論の場合」, 『季刊 経済理論』 50 巻 4 号, pp. 16-41.

Arneson, R. (1989): "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies* 56, pp. 77-93.

Arrighi, G. (1994): *The Long Twentieth Century: Money, Power and the Origins of Our Times*, Verso (ジョヴァンニ・アレギ 『長い20世紀: 資本、権力、そして現代の系譜』, 土佐弘之 (監修), 柄谷利恵子 (翻訳), 境井孝行 (翻訳), 永田尚見 (翻訳), 作品社, 2009 年).

Cohen, G. A. (1989): "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics* 99, pp. 906-44.

Cohen, G. A. (1995): *Self-ownership, freedom and equality*, Cambridge University Press, Cambridge.

Dworkin, R. (1981): "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy & Public Affairs* 10, pp. 283-345.

- Emmanuel, A. (1972): *Unequal Exchange*, New York, Monthly Review Press.
- Morishima, M. (1973): *Marx's Economics*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Morishima, M. (1974): "Marx in the Light of Modern Economic Theory," *Econometrica* 42, pp. 611-632.
- Okishio, N. (1963): "A mathematical note on Marxian theorems," *Weltwirtschaftliches Archiv* 91, pp. 287-299.
- Roemer, J. E. (1982): *A General Theory of Exploitation and Class*, Harvard University Press.
- Roemer, J. E. (1994): *Egalitarian Perspectives: Essays in Philosophical Economics*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Roemer, J. E. (1998): *Equality of Opportunity*, Harvard University Press.
- Samuelson, P. (1976): "Illogic of Neo-Marxian Doctrine of Unequal Exchange," in D. A. Belsley et al. eds., *Inflation, Trade and Taxes: Essays in Honour of Alice Bourneuf*, Columbus, Ohio State University Press.
- Veneziani, R. and N. Yoshihara (2013): "Exploitation in economies with heterogeneous preferences, skills and assets: An axiomatic approach," forthcoming in *Journal of Theoretical Politics*.
- Vrousalis, N. (2013): "Exploitation, Vulnerability, and Social Domination," *Philosophy and Public Affairs* 41, pp. 131-157.
- Wright, E.O. (2000): "Class, Exploitation, and Economic Rents: Reflections on Sorensen's 'Sounder Basis'," *The American Journal of Sociology* 105, pp. 1559-1571.
- Yoshihara, N. (2010): "Class and Exploitation in General Convex Cone Economies," *Journal of Economic Behavior & Organization* 75, pp. 281-296.
- Yoshihara, N. and S. Kaneko (2014): "On the Existence and Characterizations of Unequal Exchange in the Free Trade Equilibrium under Heckscher-Ohlin International Economies," *mimeo*, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- Yoshihara, N. and R. Veneziani (2009): "Exploitation as the Unequal Exchange of Labour: An Axiomatic Approach," IER Discussion Paper Series A. No.524, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.

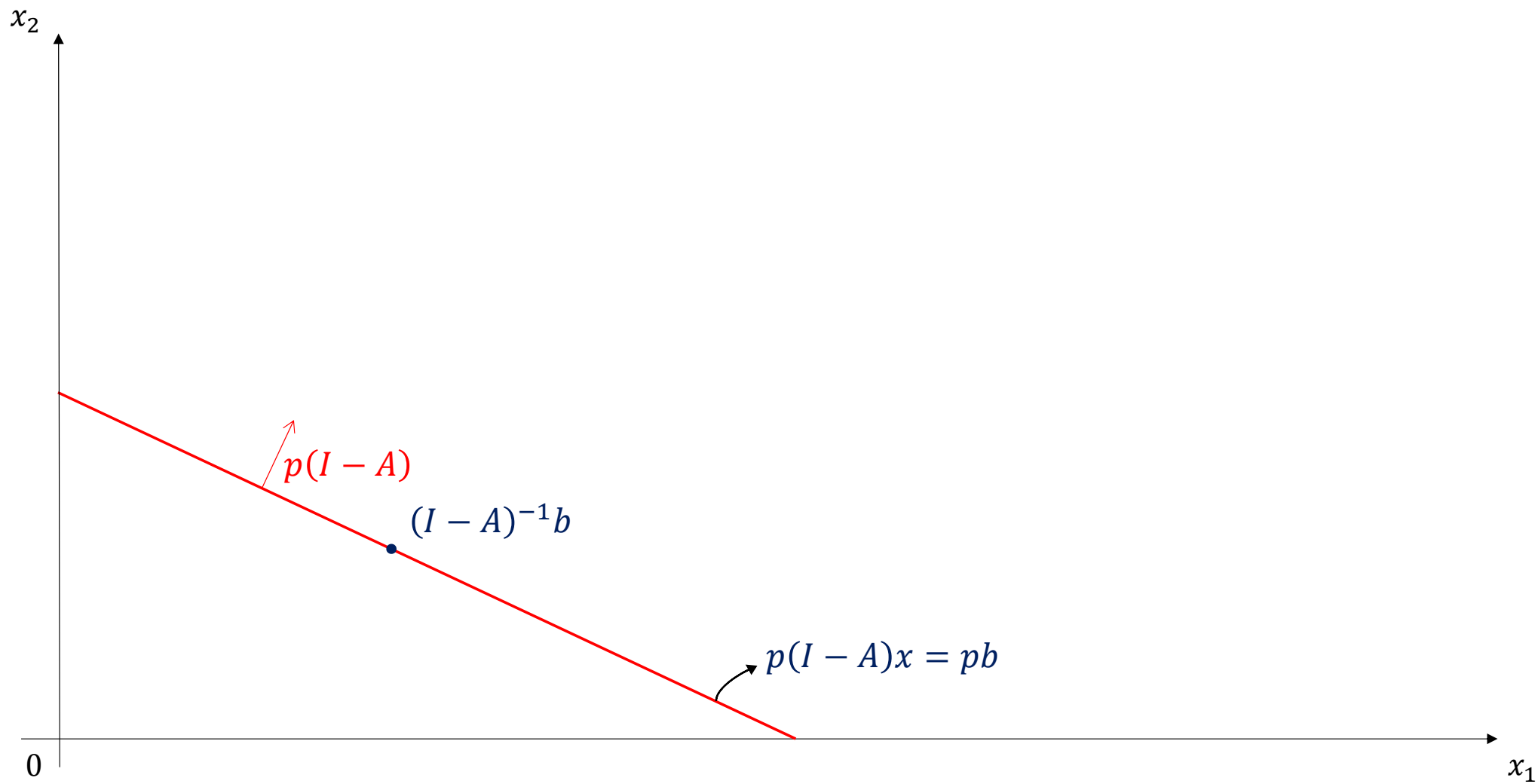


図 1. 生存消費ベクトルを購入可能とする純収入曲線

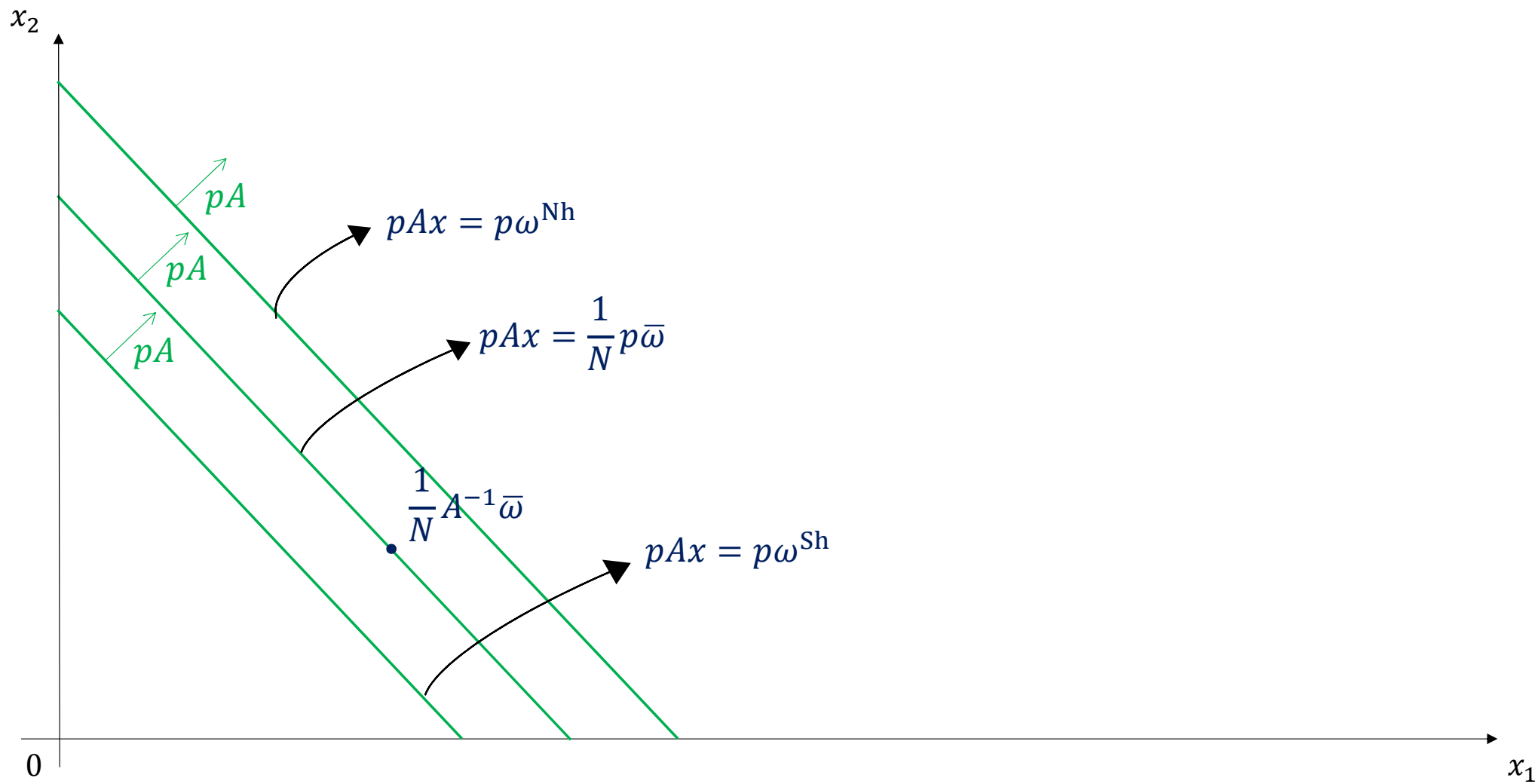


図 2. 各国の資本制約曲線

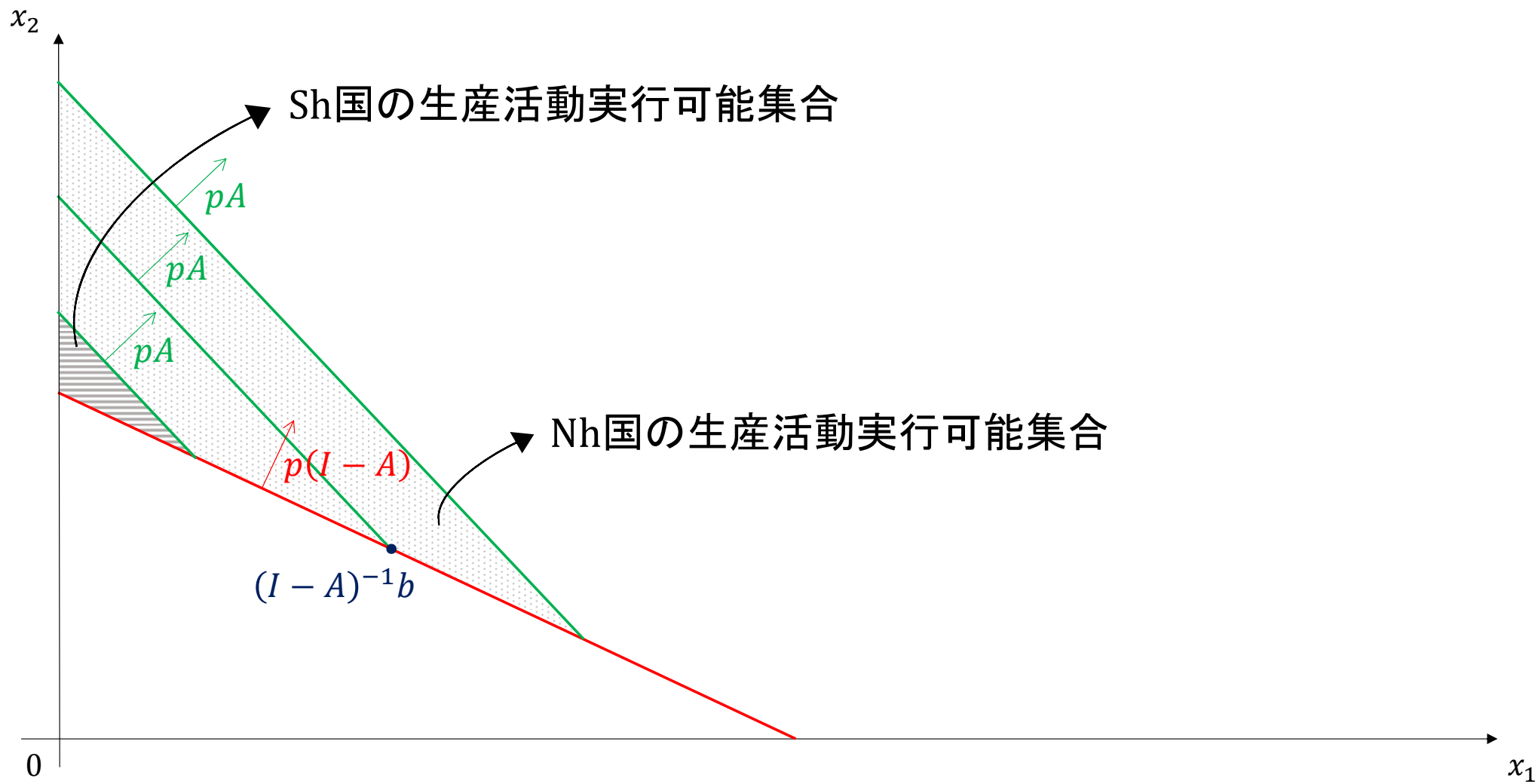


図 3.各国の実行可能な生産活動の領域

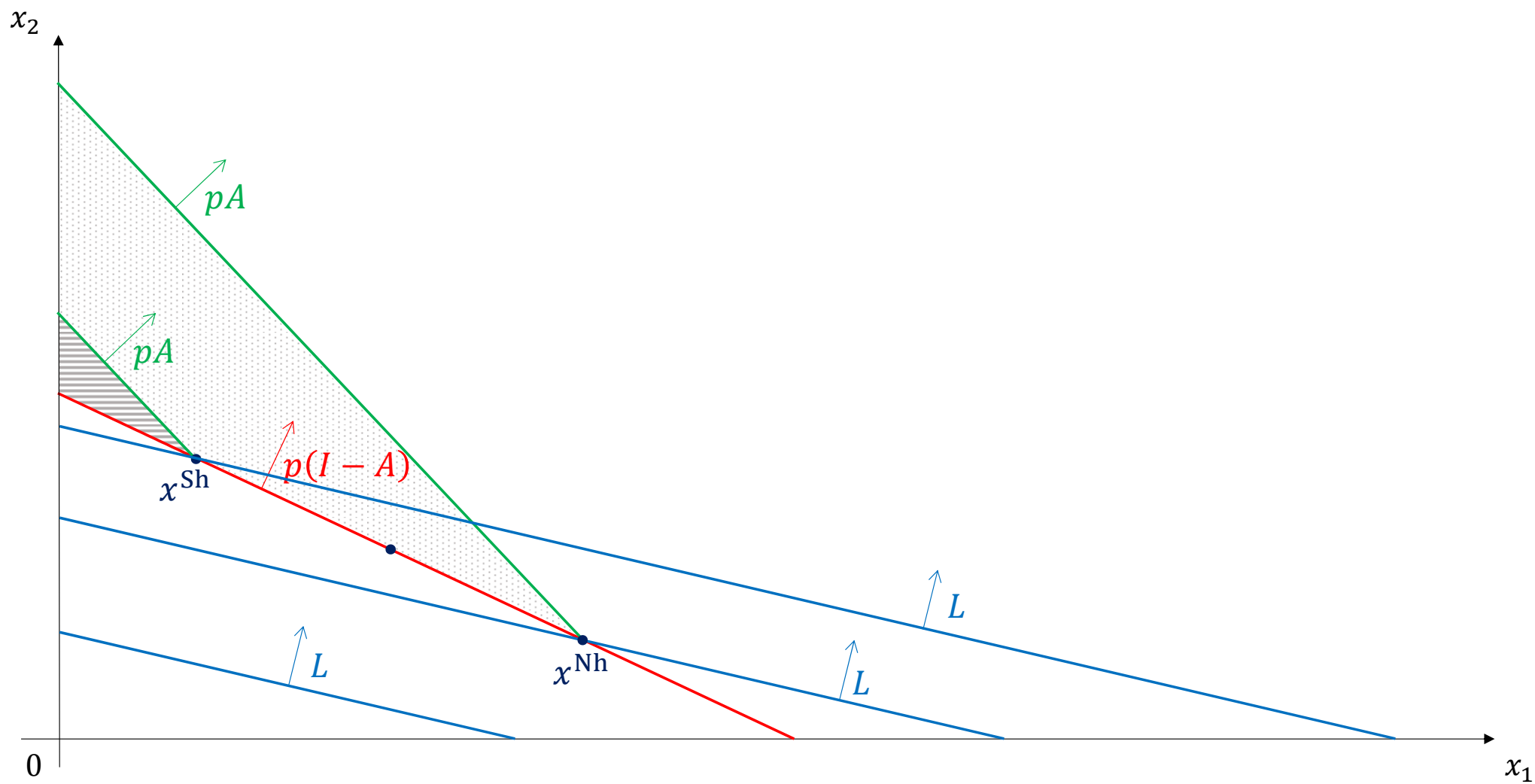


图 4. 世界市場再生産可能解 $(p; (x^{Nh}, x^{Sh}))$

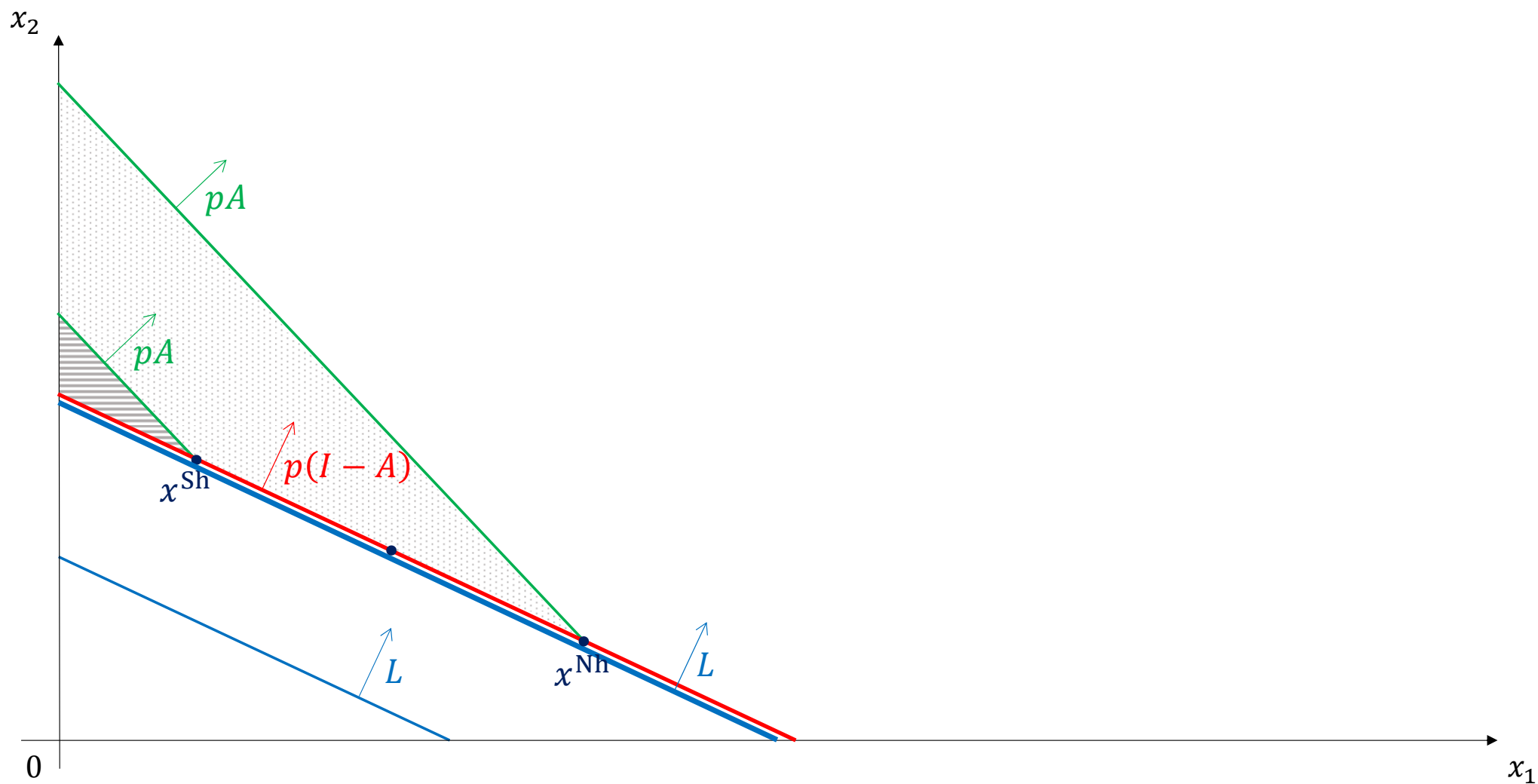


図 5. 世界市場再生産可能解 $(p; (x^{Nh}, x^{Sh}))$ 但し $p\omega^{Nh} > p\omega^{Sh}$, かつ利子率ゼロの場合.